



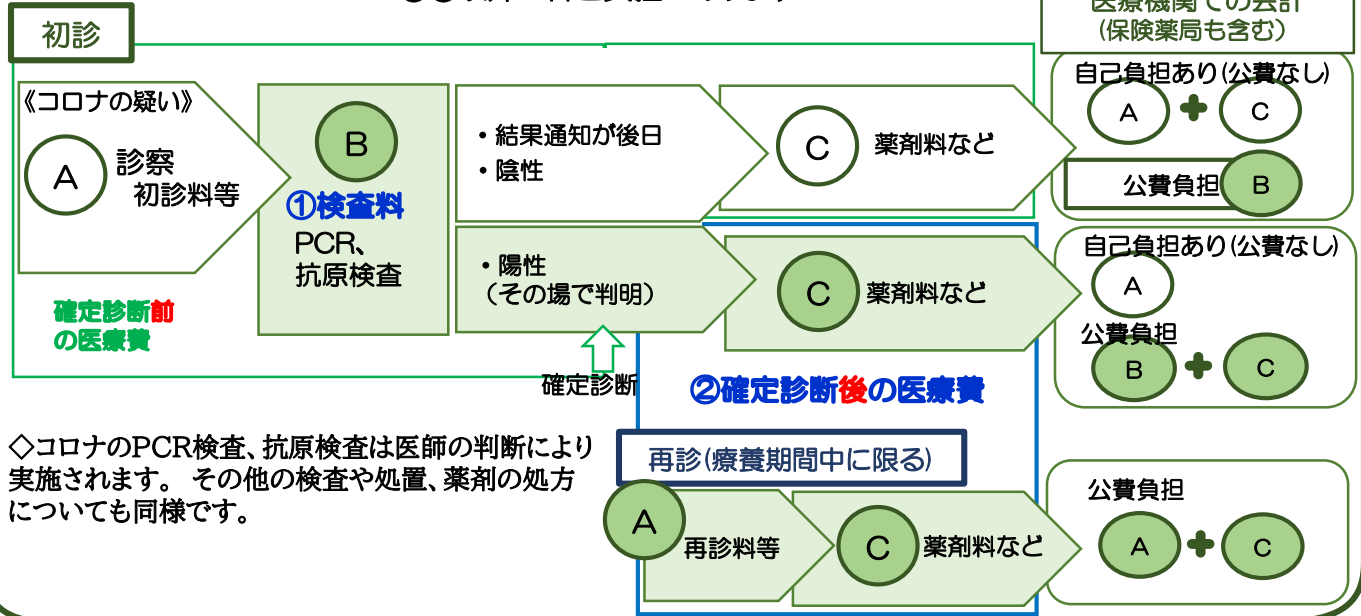
コロナ治療《外来》 医療費制度のご案内

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から新しい制度となります。
それに伴い、医療費についても患者さんのご負担などが変更となります。

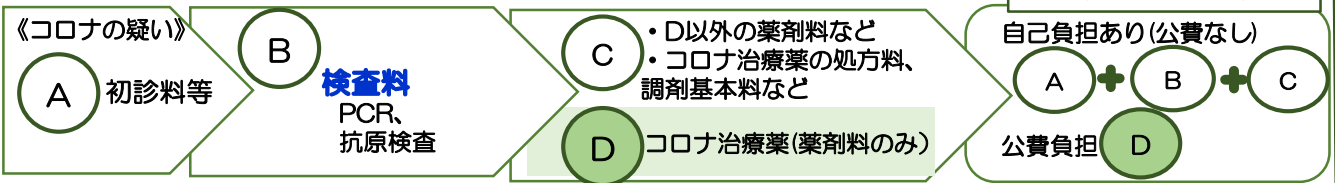
- ◇コロナの治療に係る部分のみが公費の対象です。
- ◇医療機関の会計の際に、公費負担部分をひいた額が請求されますので、患者さんご自身での公費申請は不要です。

5月7日までの診療

①検査料 ②陽性の確定診断後の医療費
の自己負担分が公費の負担(患者さんの負担なし)です。
・①②以外の自己負担があります



5月8日以降の診療



- ◇検査料の公費はなくなります。
- ◇コロナ治療薬(※)にかかる薬剤料のみ公費負担となります。それ以外の部分の自己負担額は通常の診療と同じ割合でかかります。
- ◇コロナ治療薬が処方されても、調剤基本料などは公費の対象外となりますので、薬局でも自己負担額が生じます。

(※)コロナ治療薬は、次のとおりです。医師の判断で処方されます。この他の薬剤は、公費の対象外です。

《抗ウイルス薬》 ◆ラゲブリオ ◆パキロビッドパック
◆ゾコーバ ◆ベクルリー

《中和抗体薬》 ◆ロナプリーブ ◆ゼビュディ
◆エバシールド

